

---

# 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等 (令和7年度施行分) の改正の考え方の概要

---

令和6年2月  
川崎市環境局脱炭素戦略推進室

## 1 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方

- 本市では、**2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進**しており、再生可能エネルギーの導入拡大を進めていく必要があります。
- 本市のような市域のほとんどが市街化されている都市で再生可能エネルギーの導入拡大をするには、**建築物への太陽光発電設備の設置が最も有効な手段**となります。
- また、これから建てられる建築物は、その多くが**2050年まで残る**ものであるため、**新築建築物等への太陽光発電設備の導入に向けた施策を強化し、**取り組んでまいります。
- 制度設計にあたっては、近隣都市の制度や制度対象事業者への負担などを考慮してまいります。
- **太陽光発電設備の設置を一層促進**するため、市民・事業者の皆様が、正しい情報を理解した上で、設備設置の判断がなされるよう、行政としても必要な情報発信・支援を行ってまいります。

## 2 条例（令和5年3月改正）について

### 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の内訳（制度1・2のみ）

#### 制度1

#### ○特定建築物太陽光発電設備等導入制度

延べ床面積2,000m<sup>2</sup>以上の建築物を新增築する建築主への太陽光発電設備等の設置義務

#### 制度2

#### ○特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

延べ床面積2,000m<sup>2</sup>未満の新築建築物を年間一定量以上建築・供給する建築事業者への太陽光発電設備設置義務

### スケジュール

	項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～
制度1	特定建築物太陽光発電設備等導入制度	「1月」重要施策の考え方に素案提示	条例改正 詳細検討・準備	案公表 パブコメ等 要綱等整備 規則等改正	準備・周知等 ★ 制度施行
制度2	特定建築事業者太陽光発電設備導入制度			準備・周知等	★ 制度施行

## 制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度【条例第26条】（概要）

### ● 制度の内容

- **特定建築事業者**※に対し、太陽光発電設備の設置を義務付ける。

※中小規模特定建築物（床面積の合計2,000㎡未満）を市内に年間一定量以上新築する大手ハウスメーカー等

- 特定建築事業者は**規則に定めた容量（設置基準量）以上の設備を設置しなければならない。**
- 太陽光発電設備を設置できない場合は、**代替措置を講じることができる。**
- 規則に定めた建築物は**制度対象外**とする。
- 特定建築事業者は設置報告書を作成・提出する。
- 対象以外の建築事業者は、任意で報告書を作成・提出することができる。
- 市は建築事業者名その他規則に定めた事項をインターネットにより公表する。

## 4 【制度2】 規則等に規定する主な内容について

中小規模建築物への制度

### 主な項目

### 規則等に規定する主な内容

### 詳細

①  
対象事業者

- 中小規模特定建築物を1年間に市内において床面積の合計で5,000㎡以上を新築する特定建築事業者（特定建築事業者は施工者とし法人単位とする）

本編  
P7

②  
対象建築物  
(除外規定)

- 床面積の合計が10㎡以下の建築物、居室を有しない等の建築物、文化財等の原形を再現する建築物、仮設建築物などを対象建築物から除外する

本編  
P7

③  
設置基準量

- 設置基準量 = 設置可能棟数 × 算定基準率70% × 棟当たり基準量 2 kW/棟
- 設置可能棟数は、建築面積が20㎡未満、北面屋根を除いた屋根の水平投影面積が20㎡未満の建築物等を年間供給棟数から除外することができる

資料3 (P24) 抜粋

設置可能棟数 = 年間供給棟数 - 算定から除外する建築物

算定から除外することができる建築物

- ・ 建築面積が20㎡未満の建築物
- ・ 南面等屋根の水平投影面積の合計が20㎡未満の建築物等

※南面等屋根：水平屋根又は南を含む東から西までに面する屋根をいう。  
※南面等屋根の水平投影面積20㎡未満により棟数除外する場合は根拠図面を提出する

本編  
P8~10

## 4 【制度2】規則等に規定する主な内容について

中小規模建築物への制度

主な項目	規則等に規定する主な内容	詳細
④ 代替措置	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 太陽熱・地中熱利用設備の設置のほか、既存建築物への太陽光発電設備の新設など</li><li>■ 代替措置は設置した設備のエネルギー利用量と同程度の太陽光発電設備を設置したものとみなす</li></ul>	本編 P11～13
⑤ 報告	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 特定建築事業者（施工者）は、各年度内に確認済証が交付された建築物について、翌年度9月末日までに報告する</li><li>■ 報告書には、特定建築事業者の氏名、名称、床面積の合計、出力の量の状況等に加え、設置基準量、適合状況などを記載する</li><li>■ 特定建築事業者以外の建築事業者でも報告書を提出することができる</li></ul>	本編 P14～17
⑥ 公表	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 公表内容は建築事業者の氏名、名称等に加え、適合状況、達成率など</li><li>■ 制度開始当初は試行実施とする</li></ul>	本編 P18